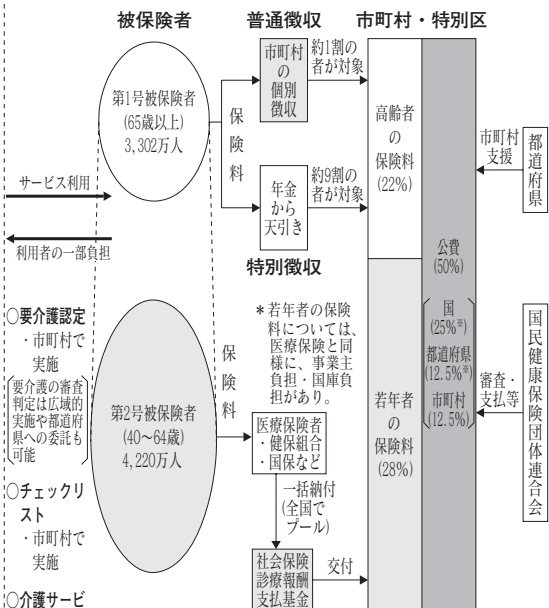


### Ⅲ-1 介護保険制度の体系図

#### サービス提供機関

<b>居宅サービス</b> ◇訪問介護(ホームヘルプ) ◇訪問入浴介護 ◇訪問看護 ◇訪問リハビリテーション ◇居宅療養管理指導 ◇通所介護(デイサービス) ◇通所リハビリテーション(デイケア) ◇短期入所生活介護(ショートステイ) ◇短期入所療養介護 ◇特定施設入居者生活介護 ◇福祉用具貸与 ◇特定福祉用具販売	<b>介護予防サービス</b> ◇介護予防訪問入浴 ◇介護予防訪問看護 ◇介護予防訪問リハビリテーション ◇介護予防居宅療養管理指導 ◇介護予防通所リハビリテーション(デイケア) ◇介護予防短期入所生活介護(ショートステイ) ◇介護予防短期入所療養介護 ◇介護予防特定施設入居者生活介護 ◇介護予防福祉用具貸与 ◇特定介護予防福祉用具販売
<b>施設サービス</b> ◇介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム) ◇介護老人保健施設(老人保健施設) ◇介護療養型医療施設	<b>地域密着型介護予防サービス</b> ◇介護予防認知症対応型通所介護 ◇介護予防小規模多機能型居宅介護 ◇介護予防認知症対応型共同生活介護(グループホーム)
<b>地域密着型介護サービス</b> ◇定期巡回・随時対応型訪問介護看護 ◇夜間対応型訪問介護 ◇地域密着型通所介護 ◇認知症対応型通所介護 ◇小規模多機能型居宅介護 ◇認知症対応型共同生活介護(グループホーム) ◇地域密着型特定施設入居者生活介護 ◇地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 ◇看護小規模多機能型居宅介護	<b>その他</b> ◇住宅改修費の支給



※国の負担分のうち5%は調整交付金であり、75歳以上の方の数や高齢者の方の所得の分布状況に応じて増減

※施設等給付費(都道府県指定の介護保険3施設及び特定施設に係る給付費)は、国20%、都道府県17.5%

※第1号被保険者の数は、「平成26年度介護保険事業状況報告年報」によるものであり、平成26年度末現在のものである。

※第2号被保険者の数は、社会保険診療報酬支払基金が介護給付費納付金額を確定するための医療保険者からの報告によるものであり、26年度内の月平均値である。

出典 厚生労働省『平成28年版 厚生労働白書』資料編p.229